

		漁業経営安定対策地方公共団体整備費補助金 (略)
三	(略)	(略)
二	(略)	(略)
一	(略)	(略)

		(新設)
三	(略)	(略)
二	(略)	(略)
一	(略)	(略)

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和四年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

○国土交通省令第八十八号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（令和四年法律第九十六号）の施行に伴い、旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月九日
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

<p>(運送の引受け及び継続の拒絶)</p> <p>第十三条 一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者は、次の各号のいずれかに掲げる者の運送の引受け又は継続を拒絶することができる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第四十四条の九の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第四十四条の九において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類</p>	<p>(運送の引受け及び継続の拒絶)</p> <p>第十三条 一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者は、次の各号のいずれかに掲げる者の運送の引受け又は継続を拒絶することができる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第七條において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型</p>
---	---

附則

この省令は、公布の日から施行する。

規 則

○公正取引委員会規則第三号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月九日

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会委員長 古谷 一之

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>改正後</p> <p>(転嫁円滑化対策調査官)</p> <p>第二条の三の二 事務総局経済取引局取引部企業取引課に転嫁円滑化対策調査官二十七人以内を置く。</p>	<p>改正前</p> <p>[案を加える。]</p>
---	----------------------------